

議第32号

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例の制定について
京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例
京都市産業技術研究所条例の一部を次のように改正する。
別表第2備考4及び別表第3備考1中「区域外」を「区域内」に、「有する」を「有しない」に、「1.5」を「2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

提案理由

本市の区域内に住所又は事業所を有しない事業者等から徴収する使用料及び手数料の適正化を図る必要があるので提案する。